

かかみがはら 高齢者総合プラン

第9期各務原市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

高齢者にやさしいまち かかみがはら
～住み慣れた地域で安心できる暮らし～

概要版



令和6年3月
各務原市

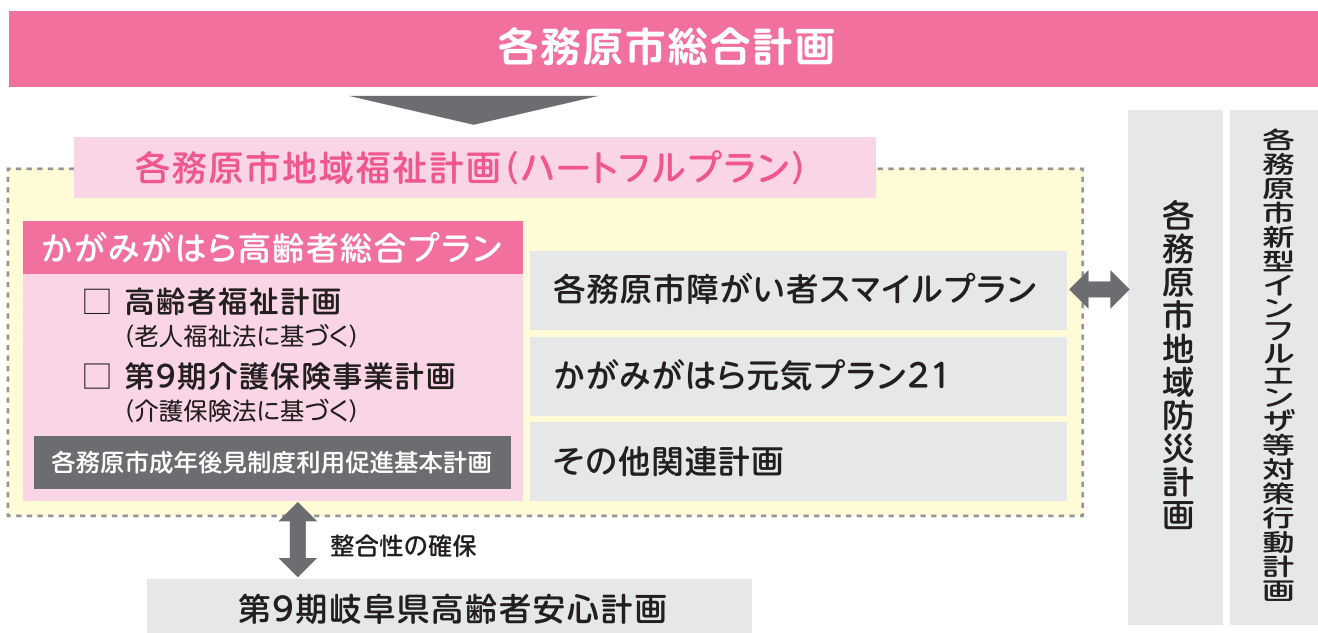
計画の概要

● 計画の位置づけと期間

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものであり、本市における高齢者の福祉・介護保険施策の総合的指針として位置づけられるものです。

また、「各務原市総合計画」及び「各務原市地域福祉計画(ハートフルプラン)」を上位計画としており、「各務原市障がい者スマイルプラン」及び「かがみがはら元気プラン21」等の関連する他計画や岐阜県が策定する「第9期岐阜県高齢者安心計画」等との整合性を確保して策定されています。

本計画の期間は令和6(2024)年度から令和8(2026)年度と定めます。



● SDGsの達成に向けて

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、「世界中の誰一人取り残さない」をテーマに、平成27(2015)年9月の国連サミットで193のすべての国連加盟国が合意した令和12(2030)年までに達成すべき課題と、その具体目標を定めたものです。

本計画においても、定めるすべての基本目標にSDGsの視点を取り入れ、社会課題の解決に貢献していきます。



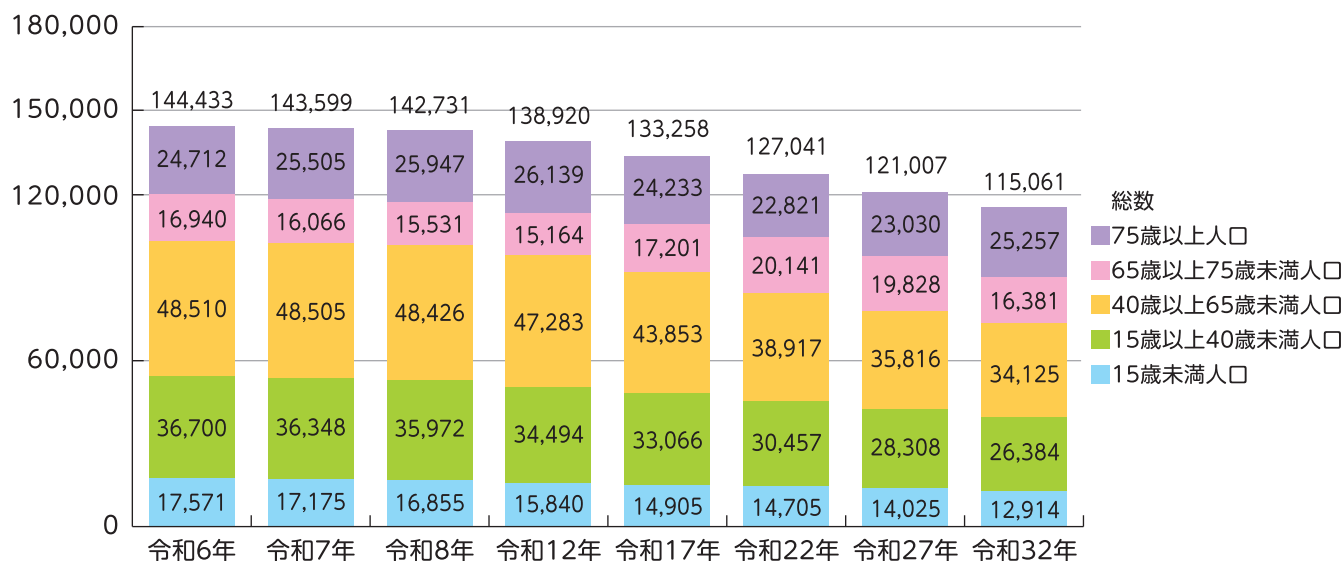
各務原市の現状

本市の総人口は、今後も減少していくことが見込まれており、令和12(2030)年には14万人を下回ることが見込まれています。一方で、75歳以上人口は令和12(2030)年まで増加が続き、その後も高止まりで推移することが見込まれています。

認定者数は令和17年をピークに減少することが見込まれますが、その後も8,000人以上の認定者数が見込まれており、比例する形で介護総給付費も変動していきます。

各務原市の人口推計

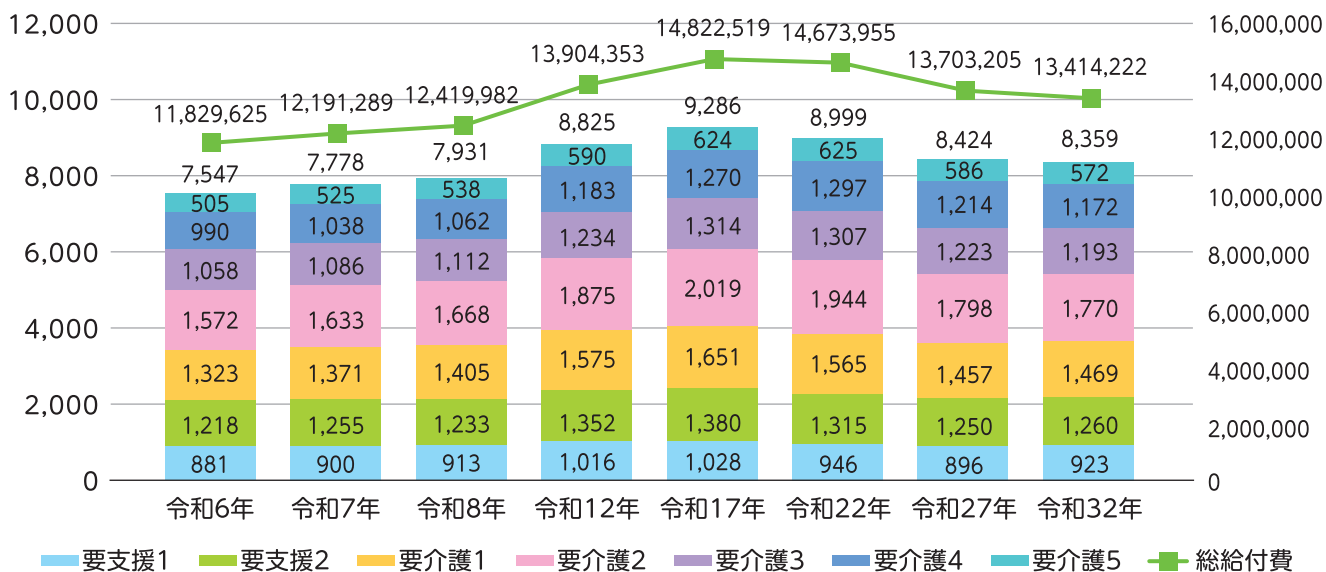
単位：人



資料：住民基本台帳人口(令和元年～令和5年：各年8月1日)を基にコーホート変化率法により推計。

各務原市の認定者数と介護総給付費の推計

単位：人、千円



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムにより推計。

基本理念

本市に居住する全ての市民が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし続けることができるまちづくりを今後も進めていくため、本計画における基本理念を「高齢者にやさしいまち かかみがはら ～住み慣れた地域で安心できる暮らし～」と定めます。

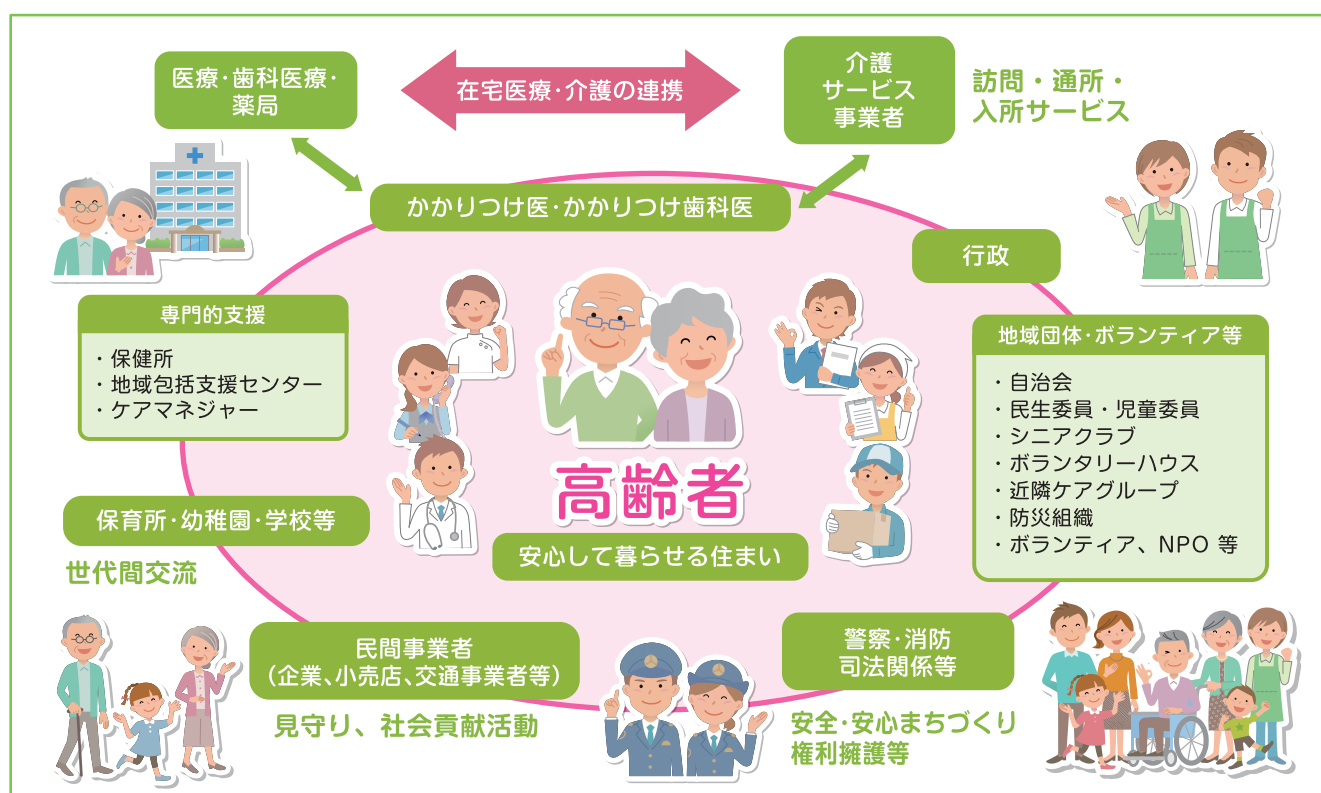
また、福祉分野の上位計画である「各務原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、「みんなでつくる『やさしさ』あふれるまち かかみがはら」を基本理念として、地域共生社会の実現を図っています。本計画においても、高齢者福祉の視点から地域共生社会の実現を図ります。

高齢者にやさしいまち かかみがはら

～住み慣れた地域で安心できる暮らし～

■ 各務原市が目指す地域包括ケアシステムの姿

「地域包括ケアシステム」とは、高齢者の生活を支援するために、「医療」「介護」「住まい」「生活支援」「介護予防」のサービスを一体的に提供できる支援体制のことで、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据え、「地域包括ケアシステム」の段階的な構築に取り組んでいきます。



施策体系

本計画で定める計画期間においては、以下の施策体系にしたがって取り組みを実施します。

図表 施策体系



施策の展開

基本
目標

1

健康づくり・フレイル予防のための取り組み

3
すべての人に
健康と福祉を

人生100年時代を見据え、高齢者の健康増進を図り、できる限り住み慣れた地域で健やかに過ごすことができるよう、本市では、運動、口腔、栄養、認知機能の維持・向上を目的とした「フレイル予防事業」や、農作業を通じた健康づくりのための取り組みである「はたけサロン事業」など、高齢者の健康寿命を延ばし、社会参加を促進する取り組みを進めています。



健康であることは、豊かな毎日を送る上での前提条件の1つであり、健康状態は個人が感じる幸福度にも影響を与えているという調査結果も公表されています。市民の感じる幸福感の向上のため、市民一人ひとりが自らの健康状態に関心を持ち、意識的に生活習慣の改善を図るような取り組みを推進していきます。

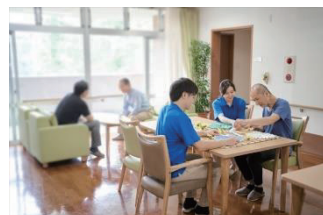
基本
目標

2

認知症施策の推進

3
すべての人に
健康と福祉を

令和7(2025)年には、認知症の有病者数は全国で約700万人になると推計されており、認知症は誰もがなりうる時代となりました。本市においても、今後、後期高齢者人口が増加することで、認知症を発症する人も増加していくことが予想され、認知症の予防と共生及び本人やその家族への支援体制強化の取り組みを進めていく必要があります。



認知症になっても、本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、本人の状態に応じたサービスを提供するとともに、医療機関や介護事業所、地域包括支援センターと連携を図りながら、認知症の正しい知識の普及や支援体制の整備に取り組みます。

基本
目標

3

生きがいづくりの推進

3
すべての人に
健康と福祉を

4
質の高い医療を
みんなに

8
働きがいも
経済成長も

高齢者が地域社会において自立した生活を送るためには、生活機能の維持のみならず、生きがいを持って生活していくことが重要であるため、高齢者がそれぞれの経験や特技を生かせる社会貢献の場、趣味や関心等に応じたサークル活動等の交流の場の充実が求められます。



また、高齢者が生活支援サービスの担い手となることで、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進を一体的に図るとともに、要介護状態となることを可能な限り防ぐ効果が期待されます。

多職種連携の推進



要介護者等が住み慣れた地域でできる限り暮らし続けるためには、日常の介護サービスに加え、訪問による診察や治療・処置、病気の急変時にも対応できる在宅医療との連携が必要です。



身体の不調の改善には、医療機関による支援のみ、あるいは介護サービスの受給のみでは不十分であり、一人ひとりの生活状況や自立度等に合わせた適切な支援の組み合わせ・提供が必要です。多職種の専門職による連携をさらに推進し、情報共有や適切なケアに関する意見交換等を行い、高齢者一人ひとりの状態に合わせた適切な支援の提供を図ります。

安心して暮らすための支援



高齢化に伴って、健康に不安のある高齢者やひとり暮らし高齢者など、日常生活において何らかの支援を必要とする高齢者は増加しています。

市民が最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、移動サービス等をはじめとする各種生活支援サービスの充実を図ります。



地域で暮らし、地域で支える環境づくり



本市では、高齢者の健康長寿を祝福する市民意識を高め、すべての市民の連帯と協力を通じた高齢者にやさしいまちづくりを進めています。また、小中学校においては、社会福祉協議会による福祉推進校の指定や総合的な学習の時間、道德の時間等を通じて、学校教育の中で福祉の心を育てるための取り組みを行っています。

これからも継続的に高齢者福祉や介護についての正しい理解の普及を図り、高齢者が地域で安心して快適な生活を送ることができるまちづくりを進めていきます。

介護保険事業の適正な運営



高齢者が安心して人生の最期まで住み慣れた地域で暮らしていくためには、介護保険事業が持続的に安定して運営されなければなりません。今後も、岐阜県介護給付適正化計画(第6期)に基づき、保険者としての機能を発揮していきます。



また、感染症の流行や豪雨・地震などの災害時における介護サービス継続のための体制づくりを推進していきます。

所得段階別介護保険料

所得段階	対象となる方	負担割合	年額	月額
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方 ・世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.285 (減額前0.455)	20,520 円	1,710 円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額×0.40 (減額前0.60)	28,800 円	2,400 円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額×0.685 (減額前0.69)	49,320 円	4,110 円
第4段階	・本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる人で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	64,800 円	5,400 円
第5段階	・本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる人で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額×1.00	72,000 円	6,000 円
第6段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	86,400 円	7,200 円
第7段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	93,600 円	7,800 円
第8段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	108,000 円	9,000 円
第9段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	122,400 円	10,200 円
第10段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	136,800 円	11,400 円
第11段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	151,200 円	12,600 円
第12段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	165,600 円	13,800 円
第13段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.40	172,800 円	14,400 円

かかみがはら高齢者総合プラン

第9期各務原市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 概要版

令和6年3月

発行：各務原市 健康福祉部 高齢福祉課・介護保険課

住所：〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜1丁目69番地

TEL：058-383-2124(高齢福祉課) 058-383-1778(介護保険課)